

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約の契約前公表  
(沖縄市契約規則第32条第4項第1号準用)

契約前

公表日 令和8年3月25日

### 1. 契約前公表内容

契約前 公表日	令和8年3月25日
契約 内 容	調理残渣収集運搬作業業務委託
委 託 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約先の決定方法 及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等 2. 沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法及び 提出期限	①見積書の提出 ②定款又は設立趣意書の提出 ③法人の従業者数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ④他の事業所との契約実績書の提出 ⑤提出期限：令和8年3月30日(月)午後2時まで
契約担当課	業務第二課 電話 (098)921-0883 担当：當眞

\*見積書提出前に、業務仕様書の受取り及び現場確認を行なってください。

### 2. 契約後公表内容

契約締結日	
契約金額	
契約先の 氏名及び住所	
契約理由	

令和8年度  
倉浜衛生施設組合 調理残渣収集運搬作業業務委託に関する仕様書

1. 目的

本仕様書は倉浜衛生施設組合が調理残渣収集運搬作業業務委託の内容を示したものである。受託者は業務を実施するにあたり、本仕様書に基づき誠実にこれを行うものとする。

2. 契約の名称

調理残渣収集運搬作業業務委託

3. 場所

収集：構成市町(沖縄市・宜野湾市・北谷町)内給食センター（6か所）

処理：倉浜衛生施設組合 汚泥再生処理センター  
宜野湾市伊佐4丁目9番6号

4. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

5. 内容

- (1) 構成市町の給食センターからでの調理残渣収集運搬業務。
- (2) 収集運搬した調理残渣の破碎処理作業。
- (3) 上記以外の業務が発生した場合は、委託者と受託者が協議のうえ業務を行うものとする。

6. 曜日及び時間

- (1) 曜日 月曜日から金曜日の構成市町の学校給食がある日
- (2) 時間 11：00から17：00まで

7. 業務要領

- (1) 委託者と受託者の担当者は密接に連絡をとり、業務に支障をきたさぬよう作業を実施するものとする。
- (2) 設備に故障等が発生した場合は、速やかに委託者の担当者に連絡し、対応すること。

8. 業務服装

受注者は、業務従事者に清潔かつ住民に不快感を与えることが無いように、業務に適した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

9. その他

本仕様書に明記のない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、速やかに委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。